

電気供給約款別紙（関西電力送配電株式会社管内）

実施要綱 関西 のむシリカ電力 低圧総合利用契約

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除く），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①契約料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①契約料金＝1 契約につき契約料金

※ただし，まったく電気を使用しない場合の契約料金は，半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし，燃料費調整額の加減算につきましては，電気供給約款（関西のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は，本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし，本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は，本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別，料金単価等

当契約種別については，技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には，ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

低圧で電気の供給を受け，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

なお、この料金表から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

- (a)電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに本約款別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (b)契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (c)1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1（契約設備電力の算定）によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50キロワット未満であり、かつ、(c)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給の単位

(a)電灯または小型機器を使用する場合

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

(b)電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する場合

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いた

します。

ハ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

(a) 電灯または小型機器

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b) 動力

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ニ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ホ) 最大使用電力

料金の算定期間における最大使用電力は、電灯または小型機器を使用する需要および動力を使用する需要それぞれについて、次のとおり算定いたします。

(a) 料金の算定期間における最大使用電力は、(b)の場合を除き、託送約款等に定める接続供給電力の最大値といたします。

(b) 計量器の故障等により最大使用電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

(c) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を取り付けいないときの最大使用電力は、託送約款等に定めるところにより、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ヘ) 契約電力

契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は、電灯または小型機器を使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の使用電力といたします。また、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要については、次に定める電灯または小型機器契約使用電力と動力の契約使用電力との合計といたします。

(a) 電灯または小型機器の契約使用電力

各月の契約使用電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- ①新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約使用電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この実施要綱による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。
- ②契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- ③契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約使用電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約使用電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約使用電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約使用電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(b)動力の契約使用電力

各月の契約使用電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- ①新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約使用電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この実施要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この実施要綱による電気

の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。

- ②契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- ③契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約使用電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約使用電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約使用電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約使用電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(c)(a)または(b)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の電灯または小型機器の契約使用電力または動力の契約使用電力は、本約款4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

ト) 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(a)夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(b)その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

チ) 料金単価（税込）

| | | | |
|-------|------|------|---------------|
| 契約料金 | 1 契約 | | 66,076 円 82 銭 |
| 電力量料金 | 夏季 | 1kWh | 16 円 30 銭 |
| | その他季 | 1kWh | 14 円 81 銭 |

リ) 使用電力量の算定

- (a)当該一般送配電事業者は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に計量します。この場合、それぞれの使用電力量は、本約款15（使用電力量の算定）に準じて算定するものといたします。
- (b)電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する場合の使用電力量は、(a)で算定された、それぞれの使用電力量を合算してえた値といたします。

ヌ) 需給開始後の需給契約の終了にともなう料金および工事費の精算

この契約種別の適用を受けて新たに電気を使用された日以降1年に満たないで需給契約を終了させる場合には、当社は、需給契約の終了の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (a)当社は、お客さまがこの契約種別の適用を受けて新たに電気を使用された日から終了させる前日までの期間の料金について、さかのぼって、チ（料金単価）に定める契約料金および電力量料金を20パーセント割増ししたものを適用いたします。この場合、当初からチ（料金単価）に定める契約料金および電力量料金を20パーセント割増しした料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- (b)お客さまがこの契約種別の適用を受けて新たに電気を使用されたこととともない新たに施設した供給設備について、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまからその金額を申し受けます。

ル) その他

- (a)この実施要綱の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (b)動力負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。この場合、力率は、別表3（力率の算定）によって算定された値といたします。
- (c)この実施要綱の適用を受けるお客さまは、低圧電力または低圧季時別電力をあわせて契約することはできません。
- (d)本約款における「基本料金」の規定は「契約料金」と読み替えて準用するものといたします。
- (e)当社は、必要に応じてお客さまから最大需要の実態等に関する資料を提出していただくことがあります。
- (f)託送約款等に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして取り扱うものといたします。

附 則

1. 実施期日

この実施要綱は、令和5年7月1日から実施いたします。

別 表

1. 契約設備電力の算定

契約設備電力は、電灯または小型機器を使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の負荷設備電力といたします。また、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の負荷設備電力と動力の負荷設備電力との合計といたします。

(1) 電灯または小型機器の負荷設備電力

イ 電灯または小型機器の負荷設備電力は、原則として本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）

(1)に準じて定めます。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満となる場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。

(2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約設備電力は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器（別表2（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）に定めるものをいい、以下同様といたします。）以外のものについて、原則として本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、負荷の実情に応じて、お客さまとの協議により、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が6キロボルトアンペア未満となる場合には、イの値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

(2) 動力の負荷設備電力

動力の負荷設備電力は、本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(2)に準じて定めます。

2. 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。

なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 当該一般送配電事業者が夜間時間以外の時間または毎日1時から午前6時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3. 力率の算定

動力負荷の力率は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって、別表4（加重平均力率の算定）に準じて算定してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、本約款別表8（進相用コンデンサ取付容量基準）に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

4. 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率} = \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{電熱器}}{\text{機器総容量}} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力率90パーセントの}}{\text{機器総容量}} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\frac{\text{力率80パーセントの}}{\text{機器総容量}} \right]}{\text{機器総容量}} \quad (\text{パーセント})$$